

令和3年 第10回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年10月15日(金)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金) 午後1時31分
- 2 開催場所 南会津町伊南会館 2階研修室
- 3 出席した委員

農業委員 7名

3番	平野 恒二	4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	10番	湯田 孝義
11番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 1名

伊南第1	八須賀 智				
------	-------	--	--	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 4名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	8番	酒井 圭
9番	渡部 一男				

推進委員 2名

田島第5	湯田 雄市	田島第6	湯田 悌一		
------	-------	------	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 現況確認証明申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委
員、2番、芳賀美紀委員、8番、酒井圭委員、9番、渡部一男委員で
あります。本日の出席委員は7名ですので、農業委員会等に関する法律
第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議規則第10
条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、1名
に出席をしていただいております。

議 長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であり
ますが、会議規則第20条第2項の規定により、4番、馬場崇裕委員、3番、
平野恒二委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への
署名をお願いいたします。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題と
いたします。事務局から報告してください。

事務局

(事務局長 議案書により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
よろしくお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可
申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委
員から調査結果の説明をお願いいたします。

伊南1

(八須賀智) はい。10月10日に直接お会いして調査を行いました。調
査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてで
あります。申請の理由ですが、譲渡人、●●●●さんが***に移住し
ていることから、経営を縮小するため申請地を△△△△円で売り渡し、
譲受人、○○○○さんは自宅の東側に隣接する申請地に買い受けて家庭
菜園として耕作管理するというものです。次に、農地法第3条の許可の
要件についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、
農用地区域外の農地でありますので下限面積は、0.01aです。譲受人の
経営面積はありませんが、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えます
ので、申請地の取得には問題ありません。2点目、必要な農作業に従事

する農作業常時従事要件についてであります。申請書の内容を聞き取りしたところ世帯合計で150日ほど、必要な作業に従事される予定とのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地には、広く野菜類を作付けする計画ですし、申請農地の周囲は、宅地と道路になっており、直接隣接する農地はありませんので、周辺の農地に影響を与えることはないと思います。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件ですが、耕運機1台を自己資産で購入する予定でありますので効率的な耕作をすることには問題ないと考察されます。最後に、農地所有適格法人につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題ありません。

以上、調査の結果許可が相当とであると判断されますので審議をお願いいたします。以上であります。

議 長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご審議ございませんか。

3 番

(平野恒二) はい。事務局にお尋ねしたいんですが、譲受人の住所、***番地***。案件が***番地***となっているんですが、間違いじゃないですか。

事務局

(事務局長補佐) 大変失礼いたしました。農地の方の地番が誤っておりました。農地の所在地は、***番地***。

議 長

の。そのように訂正お願いいたします。恒二さん、いいですか。

3 番

(平野恒二) いいです。

議 長

他に質問ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので事務局からどうぞ。

事務局

事務局の八木沢です。委員の方から、調査した結果をお預かりしてしますので報告をさせていただきます。申請人とか土地の所在等につきましては、議案書の記載のとおりとなりますので、議案書3ページの事件番号2番をご参照いただければと思います。調査ですけれども、10月13日に調査を行ったとのことでした。調査をした内容につきましては、申請理由と農地法第3条の許可の要件ということになっております。まず、申請理由なんですが、譲渡人は、高齢であるものですから経営を縮小するために申請地を無償で親戚である譲受人に贈与をしまして、譲受人は、経営規模を拡大するために譲り受けて耕作管理するというものであります。

次に、農地法第3条の許可要件の状況でございますけれども、1点目、下限面積要件でございますけれども、申請地は、***地区の集落の中に存在する農地でありまして、農用地区域外の農地になっております。農用地区域外の農地でありますので、下限面積は0.01a。1㎡になります。譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡。合計で□□□□㎡でございますので、申請地の取得には問題ないとのことでございます。2点目、必要な農作業に従事します農作業常時従事要件でございますけれども、申請の内容を聞き取りしたとのことですが、世帯合計で400日、必要な農作業に従事されるということでした。年間150日が目安となっておりますので農作業の従事要件には問題はないとのことでした。3点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地は、先ほど申し上げましたが***地区の集落の中に存在する農地でありまして、申請地には、広く野菜類を作付けするような予定だということでした。申請地の周囲は、集落の中にあり宅地、農地になっておりますので、農地の団地とは離れた位置に存在するような形になっております。以上のことで周辺の農地に影響するようなことはないかと考察されるとのことでした。4点目、農地の全てを効率的に耕作するという全部効率利用要件でありますけれども、譲受人は、トラクターをはじめ、多数の大農機具を所有しているということで、効率的な耕作には問題はないと考察されるとのことでした。最後になりますけれども、農地所有適格法人要件なんですけれども、譲受人は、法人ではなく個人ですので、この点につきましては、問題はないとのことでございます。以上、調査をいたしました結果、許可が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご審議ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます。日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 事務局の八木沢です。委員欠席されておりますけれども、委員から申請書に基づき調査した結果をお預かりしていますので、報告をさせていただきます。申請人、土地の所在等につきましては、議案書の記載のとおりとなりますので、議案書5ページ、事件番号1番の方をご参照ください。資料は、資料1になります。調査をした日ですけれども、10月9日に調査を行ったとのことでございます。本人と現地でお会いして調査をしたとのことございました。調査をした内容でございますが、申請理由と現況確認証明の許可の要件となっております。まず、申請理由ですけれども、昭和48年に申請地の北側に隣接地する土地に、申請人の親が自宅を建築した際、道路の出入り口が申請地の他になかったということがございまして、やむ負えず宅地の一部として通路、駐車場に使用し、現在に至ってということございました。平成15年に申請人が相続した申請地につきましては、今般課税内容を確認してみましたら、登記簿の地目が農地であることが判明しまして、現況に見合った適切な地目へ地目変更登記したいということで、今回の申請をしたとのことでありました。許可の要件の状況でございますけれども、1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてでありますけれども、申請地は、昭和48年ということですから約50年も前から宅地の一部として通路、駐車場に利用されてきたところでありました。道路へのアクセスの為には、申請地を利用することしかなく、その一部、簡易アスファルトを敷きまして、申請地を農地に原状回復する。その作業を考えますと困難ですし、通路も無くなってしまいますので、日常生活への支障が大きいということでございます。こういったことがあり、ここを原状回復し農業として経営しなさいというのは、現実的ではないと考察されたとのことでした。2点目ですが、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことということですが、こちら、事務局の方に確認の依頼がありましたけれども、申請地につきましては、農地転用の許可を受けたとか、無断転用を指摘した経緯はありませんでしたので問題はないという状況でした。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、申請地は農用地区域外の農地でありますので、本件につきましては問題ありません。
最後、4点目になりますけれども、非農地化してから20年以上その状態が継続してるという点につきましては、申請書に町税務課が発行しました土地の評価書がついておりました。その中に、課税データを確認でき

るのが平成9年度からですが、平成9年度以降、雑種地として評価、課税されていることが証明されていますので、20年以上宅地として評価されているのが明確だということでもあります。以上、調査した結果、許可が相当だとのことでしたので審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して御質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定につい
て」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 事務局の星です。私のほうから議案第3号農用地利用集積計画決定に
ついてご説明いたします。議案書の7ページ、利用権設定内訳10月分を
ご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。再
設定ですが、田は0筆、畑が22筆、□□□□㎡でした。新規については、
田が1筆、□□□□㎡、畑が2筆、□□□□㎡でした。よって合計が25
筆、□□□□㎡となります。8ページからは利用権設定の一覧となりま
す。左側番号の1番から9ページの24番までが基盤法による個人間
の利用権設定であり、25番が農地中間管理事業による利用権設定とな
ります。また、農地中間管理事業につきまして、集積計画一括方式であ
りますので機構から耕作者についての貸し付け分については、議案書10
ページになっております。使用貸借権が設定につきましては、***地域
の***地区、***地区において設定がございますが、これらにつき
ましては、農地を荒らさないで管理していただけるならと貸付人の意向
によるものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いし
ます。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

事務局 (事務局長 令和3年度農地利用最適化の推進に関する意見(案)に
ついて説明)

事務局 (事務局 星主査 農業者年金加入推進について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質疑ございませんか。
なんでもいいですが、何かありませんか。

(湯田義三委員 コロナ渦の中での訪問・対応の仕方などの質問)

(湯田孝義委員 認定農業者の年金加入チェック、国民年金加入など)

(推進リストに入っている長期リスト者の取扱いについて)

議 長 ほか、ないですか。それでは代理者の方から。

事務局 (事務局長 令和3年度福島県下農業委員会大会について)

議 長 以上、農業委員会大会について、説明をいただきました。よろしくお
願いいたします。
それでは代理の方から、閉会のことばをお願いします。

職務代理

それでは、稲刈りの大変忙しい時期にご登庁いただきまして誠にありがとうございました。

これを持ちまして第 10 回南会津町農業委員を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時 7分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番